

**平成23年度  
鳥取県職員採用候補者選考試験受験案内  
[文化財主事(任期付職員)]**

鳥取県教育委員会事務局教育総務課  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎5階  
電話 (0857)26-7578 インターネット <http://www.pref.tottori.lg.jp/kyouiku/>

**1 受付期間・試験日・試験会場・合格者発表日**

受付期間	平成23年3月1日(火)～平成23年4月7日(木) 持参の場合の受付時間 8：30～17：15 (土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。)  郵便又は信書便の場合は平成23年4月7日(木)までの消印等(4月7日までに受け付けたことが明確に確認できるもの)のあるものに限り受け付けます。 申込みは、 <u>できるだけ郵便又は信書便で早めに行ってください。</u>
試験日	平成23年4月16日(土) 開場時刻 9：00 試験開始時刻 9：30
試験会場	鳥取県立図書館(鳥取市尚徳町101番地)
合格者発表日	平成23年4月22日(金)(予定)

**2 募集職種・採用予定者数・職務内容・主な配属先**

職種	採用予定者数	職務内容	主な配属先
文化財主事	2名	埋蔵文化財の発掘調査や文化財の保存活用等に関する事務等	埋蔵文化財センター 等

(注)・採用予定者数は、今後変更になる場合があります。  
・今後の予算、定数等の状況によっては、募集又は採用を中止することがあります。

**3 任期**

平成23年5月23日から平成24年3月31日まで  
(ただし、採用された日から5年を超えない範囲内において、任期を更新することができます。)

**4 受験資格**

(1)次のいずれかに該当する人

大学又は大学院で考古学又は歴史学を専攻して卒業(修了)又は平成23年5月22日までに卒業(修了)見込みの人

大学又は大学院を卒業(修了)したのち、発掘調査員に相当する職に6ヶ月以上従事した経験のある人(ただし、発掘調査補助員及び発掘作業員を除く。)

- (2) 年齢要件はありません。
- (3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は平成23年5月22日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
- (4) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
- ・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 試験内容

試験種目	配 点	内 容
専門試験	100点	[多肢選択式20問(1時間)] 文化財主事に必要な専門的知識についての筆記試験 出題分野：考古学、歴史学及び埋蔵文化財の調査等に関する知識
論文試験	50点	[1問(1時間)] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
実技試験	150点	[1時間20分] 土器の実測図に関する実技試験 マーカー コンパス、ディバイダー、キャリパー、真弧、定規(三角、直)を持参すること。
人物試験	200点	個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

## 6 合格者の決定方法

- (1) 試験合格者は、専門試験、論文試験、実技試験及び人物試験の各得点並びにその得点を合計した得点等により総合的に判定し、決定します。
- なお、各試験の得点にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、試験の合計得点にかかわらず不合格とします。
- また、試験の結果によっては合格者がない場合及び補欠合格を行う場合があります。
- (2) 合格者決定後、採用までに受験資格の確認のため職歴証明書等を提出していただく場合があります。
- なお、申込書等の記載事項に虚偽があると、この試験に合格されても採用されない場合があります。

## 7 合格者の発表

合格者の受験番号を鳥取県教育委員会のホームページに掲載するとともに、受験者全員に合否を通知します。

## 8 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開 示 場 所
受験者本人 又は代理人	試験種目ごとの得点、合計得点、順位	合格者発表日から 1年間	鳥取県教育委員会事務局教育総務課 (県庁第2庁舎5階)

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。手続等の詳細については、鳥取県教育委員会事務局教育総務課までお問い合わせください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、80円切手を貼ったあて先明記の通知用封筒〔長形3号(12.0cm×23.5cm)〕を試験日当日に持参してください。

## 9 採用時期及び給与

### (1) 採用時期

採用は、原則として平成23年5月23日の予定です。

### (2) 給与

平成23年2月1日現在における初任給（月額）は次のとおりです。

197,400円

なお、一定の職歴等がある人については、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。昇給は、原則として毎年1回行われます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。採用時までに給与改定があった場合は、それによります。

## 10 受験申込手続

提出書類	申込書1部・・・「受験申込書記載要領」をよく読んで、受験申込書に必要事項を記入の上、提出してください。 連絡用封筒1通（受験票送付用） ・・・80円切手を貼り、郵便番号、送付先住所、宛名を明記した封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を提出してください。
申込先	鳥取県教育委員会事務局教育総務課人事担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎5階 電話：(0857)26-7578 〔持参により申し込む場合〕 提出書類を作成の上、上記の鳥取県教育委員会事務局教育総務課へご持参ください。  〔郵便又は信書便により申し込む場合〕 上記の宛先へ送付してください。 封筒の表に赤字で「文化財主事受験」と書いてください。 郵便で申し込む場合は、配達記録によるのが確実です。（郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）
受験票の交付	受験票は、後日郵便により送付しますが、4月13日（木）までに到着しないときは、鳥取県教育委員会事務局教育総務課人事担当に問い合わせてください。

## 11 個人情報の取扱いについて

本試験実施に際して収集する個人情報については、採用者の選考等採用手続以外には利用しません。

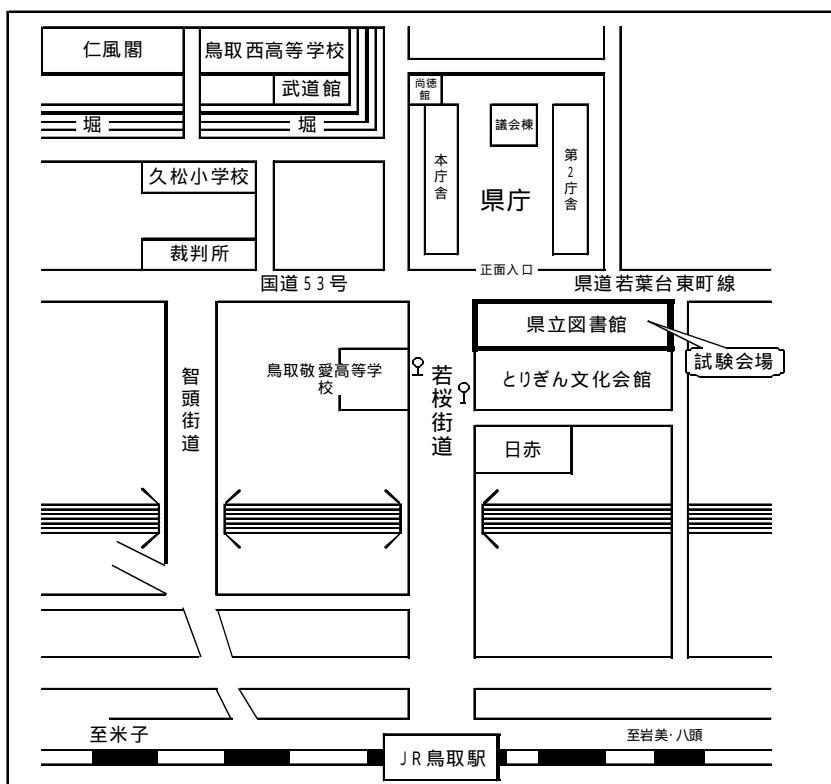
## 受験申込書記載要領

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 黒又は青のボールペン又は万年筆を用い、欄を除くすべての欄にもれなく記入してください。該当するの中には✓印を付けて、その他の該当する項目はで囲んでください。
- 3 現住所及び緊急連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話のある場合はその番号も記入してください。  
緊急連絡先が現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。  
なお、この現住所に試験合格通知を送ります。転居予定がある場合は、その旨を余白に記入し、試験合格通知の宛先を明示してください。
- 4 身体に障がいのある方で、車イスの使用など試験実施時に何か配慮が必要な場合は、連絡事項欄に記入してください。

### 試験に関する注意事項

- 1 試験当日は、必ず試験開始時刻までに掲示や係員の指示に従って試験室に入室してください。原則として、遅刻者は受験できません。
- 2 受験の際は受験票、筆記用具（H B 又はBの鉛筆若しくはシャープペンシル、よく消える消しゴム）及び昼食を持参してください。  
時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限ります。携帯電話を時計として使用することは認めません。
- 3 試験会場への車での乗り入れや、試験会場及びその周辺への駐車はご遠慮ください。

### 試験会場案内図



会場へは、鉄道、バス等の公共交通機関を利用して下さい。  
公共交通機関の利用の際は、携帯電話やパソコンから出発地・目的地を入力するだけで最も便利な経路（バス路線、乗車・下車する駅・バス停等）が最新ダイヤの運行時刻付きで表示される「バスネット」(<http://www.ikisaki.jp>)が便利ですので御利用ください。